



鳥取県公報

平成16年4月23日(金)
第7579号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	森林病虫害の駆除命令 (330) (中部総合事務所農林局)	1
	生活保護法による介護機関の指定 (331) (福祉保健課)	2
	指定居宅サービス事業者の指定 (332) (長寿社会課)	2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (333) (")	3
	指定介護老人福祉施設の指定 (334) (")	3
	農地保有合理化事業規程の変更の承認 (335) (経営支援課)	3
	土地改良事業の同意 (336) (耕地課)	4
	国土調査の成果の認証 (337) (")	4
	高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更 (338) (森林保全課)	5
	保安林の指定の解除 (339) (")	5
	保安林の指定予定 (2件) (340・341) (")	5
	保安林の指定の解除予定 (342) (")	6
	地びき網漁業に係る許可の申請期間 (343) (水産課)	6
	森林病虫害の駆除命令 (344) (鳥取地方農林振興局)	7
	中小企業に対して特別に発注する委託業務の契約に係る指名競争入札に 参加する者に必要な資格等の一部改正 (345) (管理課)	7
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (346) (会計管理室)	9

告 示

鳥取県告示第330号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年4月23日

鳥取県中部総合事務所長 安 木 睦 夫

1 区域及び期間

(1) 区域

東伯郡泊村及び大栄町の各一部 (別紙のとおりとする。)

(2) 期間

- 1 平成16年6月1日から同年7月15日まで
- 2 森林病害虫等の種類
森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、1の(1)に掲げる区域において地上から薬剤の散布を行うこと。
- 4 命令をしようとする理由
1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。
- 5 その必要な事項
(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する総合事務所の長に速やかに提出すること。
(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、中部総合事務所並びに関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人赤碕町社会福祉協議会	東伯郡赤碕町大字赤碕1113-1	社会福祉法人赤碕町社会福祉協議会	東伯郡赤碕町大字赤碕1113-1	福祉用具貸与	平成16年1月9日
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立巖城はごろも苑	倉吉市巖城920	短期入所生活介護	平成16年3月16日
社会福祉法人養和会	米子市上後藤八丁目9-23	グループホーム仁風荘二番館	米子市上後藤八丁目5-15	痴呆対応型共同生活介護	平成16年3月22日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10-1	株式会社コムスン湖山ケアセンター	鳥取市湖山町東一丁目403-1-1	訪問介護	平成16年4月12日

鳥取県告示第332号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
社会福祉法人慶愛会 理事長 浅田文則	西伯郡大山町唐王208	デイサービス大山やすらぎの里	西伯郡大山町唐王208	通所介護	平成16年4月14日
〃	〃	ショートステイ大山やすらぎの里	〃	短期入所生活介護	〃

鳥取県告示第333号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人慶愛会 理事長 浅田文則	西伯郡大山町唐王208	ケアプランセンター大山やすらぎの里	西伯郡大山町唐王208	平成16年4月14日

鳥取県告示第334号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護老人福祉施設の名 称	介護老人福祉施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人慶愛会 理事長 浅田文則	西伯郡大山町唐王208	特別養護老人ホーム大山やすらぎの里	西伯郡大山町唐王208	平成16年4月14日

鳥取県告示第335号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成16年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

財団法人 鳥取県農業開発公社
鳥取市立川町六丁目176

2 変更承認年月日

平成16年4月13日

3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業

鳥取県告示第336号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業淀江宇田川地区暗きょ排水）について、平成16年4月16日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成16年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第337号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規程に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
郡家町	平成11年度から平成14年度まで	郡家町（大字米岡の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭郡郡家町大字米岡の一部	平成16年4月23日
郡家町	平成14年度及び平成15年度	郡家町（大字米岡の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭郡郡家町大字米岡の一部	〃
河原町	平成13年度から平成15年度まで	河原町（大字山手及び大字郷原の各一部）の地籍図及び地籍簿	八頭郡河原町大字山手及び大字郷原の各一部	〃
八東町	平成14年度及び平成15年度	八東町（大字中の一部）の地籍図及び地籍簿	八頭郡八東町大字中の一部	〃
東郷町	平成14年度及び平成15年度	東郷町（大字高辻、大字方面及び大字川上の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡東郷町大字高辻、大字方面及び大字川上の各一部	〃
関金町	平成14年度及び平成15年度	関金町（大字松河原、大字泰久寺及び大字堀の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡関金町大字松河原、大字泰久寺及び大字堀の各一部	〃
会見町	平成9年度から平成14年度まで	会見町（田住の一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡会見町田住の一部	〃
日南町	平成14年度及び平成15年度	日南町（矢戸の一部）の地籍図及び地籍簿	日野郡日南町矢戸の一部	〃

日南町	平成14年度及び 平成15年度	日南町（阿毘縁の一部）の 地籍図及び地籍簿	日野郡日南町阿毘縁の一部	”
-----	--------------------	--------------------------	--------------	---

鳥取県告示第338号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定に基づき、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第7条の3第4項の規定により告示する。

平成16年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課、各総合事務所農林局及び各地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第339号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
気高郡青谷町大字青谷赤鯛2201の4、5540の4、5542の6
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第340号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡智頭町大字新見字傳重847
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第341号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字西谷字茗荷谷奥760の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第342号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字八重原字菖蒲峠700の10

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第343号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第9条第2項の規定に基づき、東伯郡北条町及び大栄町の地域において営まれる地びき網漁業に係る許可（平成15年11月14日付鳥取県告示第690号（地びき網漁業に係る許可の申請期間について）に定める申請期間中に行われた申請に係る許可を除く。）の申請期間を平成16年

4月23日から同月30日までと定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第344号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年4月23日

鳥取県鳥取地方農林振興局長 松 下 周 吉

1 区域及び期間

(1) 区域

鳥取市及び岩美郡福部村の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成16年6月1日から同年7月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理にする者は、当該樹木について、1の(1)に掲げる区域において地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、鳥取地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第345号

平成16年鳥取県告示第154号（中小企業に対して特別に発注する委託業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）の一部を次のように改正し、平成16年4月23日から施行する。

平成16年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後

- 1 略
- 2 資格要件
 - 特別資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者に対し、別表の左欄に掲げる区分ごとに付与する。
 - (1) 略
 - (2) 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
ア及びイ 略
ウ 申請年度の直前の事業年度の完成工事高、受託量（額）等の事業活動を示す指標のいずれかが、平成12年度又は申請年度の3年前のものに比べ5分の1以上減少していること。
- (3)～(8) 略
- 3 申請手続
 - (1)～(3) 略
 - (4) 提出先
鳥取県県土整備部管理課建設業係（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7347）

4 及び 5 略
別表及び様式第 1 号 略
様式第 2 号

経営実態調査

(フリガナ) (1) 商号又は名称					
(2) 代表者名					
(3) 本社及び全ての支店、営業所等の状況	支店・営業所等の名称	郵便番号・所在地	電話番号 ファクシミリ番号		
	本社	〒	-----		
		〒	-----		
		〒	-----		
(フリガナ) (1) 商号又は名称					
技術関係職員 人		事務関係職員 人		販売関係職員 人	
その他の職員 人		全 体 人			
(5) 売上高調査	営業年度	申請書提出時の直前の事業年度	申請書提出時の2年前の事業年度	申請書提出時の3年前の事業年度	
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
	売上高	(千円)	(千円)	(千円)	
(6) 完成工事高、受託量（額）等の事業活動を示す生産指標調査	生産指標の名称	事業年度	申請書提出時の直前の事業年度	平成12年度又は申請書提出時の3年前の事業年度	
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
		生産指標の値	(千円)	(千円)	(千円)
(7) 産業廃棄物収集運搬業の許可	許可の有無		許可番号		
	許可の年月日				

記載要領

1 及び 2 略

改 正 前

- 1 略
- 2 資格要件
 - 特別資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者に対し、別表の左欄に掲げる区分ごとに付与する。
 - (1) 略
 - (2) 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
ア及びイ 略
ウ 申請年度の直前の事業年度の完成工事高、受託量（額）等の事業活動を示す指標のいずれかが、平成12年度のものに比べ5分の1以上減少していること。
- (3)～(8) 略
- 3 申請手続
 - (1)～(3) 略
 - (4) 提出先
鳥取県県土整備部管理課企画調整室（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7410）
（平成16年4月1日（木）以降 鳥取県県土整備部企画防災課企画係（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857 - 26 - 7410）

4 及び 5 略
別表及び様式第 1 号 略
様式第 2 号

経営実態調査

(フリガナ) (1) 商号又は名称					
(2) 代表者名					
(3) 本社及び全ての支店、営業所等の状況	支店・営業所等の名称	郵便番号・所在地	電話番号 ファクシミリ番号		
	本社	〒	-----		
		〒	-----		
		〒	-----		
(フリガナ) (1) 商号又は名称					
技術関係職員 人		事務関係職員 人		販売関係職員 人	
その他の職員 人		全 体 人			
(5) 売上高調査	営業年度	申請書提出時の直前の事業年度	申請書提出時の2年前の事業年度	申請書提出時の3年前の事業年度	
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
	売上高	(千円)	(千円)	(千円)	
(6) 完成工事高、受託量（額）等の事業活動を示す生産指標調査	生産指標の名称	事業年度	申請書提出時の直前の事業年度	平成12年度	
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
		生産指標の値	(千円)	(千円)	(千円)
(7) 産業廃棄物収集運搬業の許可	許可の有無		許可番号		
	許可の年月日				

記載要領

1 及び 2 略

3 「(6) 完成工事高、受託量(額)等の事業活動を示す生産指標調書」欄は、企業全体の事業活動を示す生産指標のうち審査基準を満たすもののいずれかについて、中欄にその生産指標の名称を記入すること。また、その右欄に、申請書提出時の直前の事業年度及び平成12年度又は申請書提出時の3年前の事業年度の生産指標の値を記入すること。

4及び5 略

様式第3号 略

3 「(6) 完成工事高、受託量(額)等の事業活動を示す生産指標調書」欄は、企業全体の事業活動を示す生産指標のうち審査基準を満たすもののいずれかについて、中欄にその生産指標の名称を記入すること。また、その右欄に、審査願提出時の直前の事業年度及び平成12年度の生産指標の値を記入すること。

4及び5 略

様式第3号 略

鳥取県告示第346号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成16年4月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務及び委任を受けた出納員

次の表の左欄に掲げる事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる出納員に委任させる。

委 任 さ せ た 事 務	委任を受けた出納員
鳥取県育英奨学資金貸与規則(昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号)第11条第1項の規定により返還される育英奨学資金及び鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則(平成14年鳥取県教育委員会規則第23号)附則第2項の規定によりその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号)第14条第1項の規定により返還される進学奨励資金の収納事務	鳥取県教育委員会事務局高等学校課 育英奨学係長兼人權教育課 副主幹 高村 勝 鳥取県教育委員会事務局高等学校課 兼人權教育課 主 事 浅井 宏子 主 事 三ツ橋 昇平
鳥取県進学奨励資金貸与規則を廃止する規則附則第2項の規定によりその効力を有することとされる同規則による廃止前の鳥取県進学奨励資金貸与規則第14条第1項の規定により返還される進学奨励資金の収納事務	鳥取県教育委員会事務局人權教育課 課長補佐 宮城 絵理 主 事 但馬 浩生

2 委任期間

平成16年4月26日から平成17年3月31日まで

